

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（抜粋）

平成22年3月26日
21水港第2597号
水産庁長官通知
最終改正
平成28年1月20日
27水港第2626号

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところによる。

9-1 水産業競争力強化緊急事業

(1) 事業目的

水産業の競争力強化を図るとともに、活力ある漁村地域を維持・発展させるため、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図る必要がある。

このため、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための「浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）を策定し、当該プランに基づく浜の機能再編や市場・水産関連施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めるこ

とにより、水産業の競争力強化を図ることを目的とする。

(2) 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、(3)の事業の総合的な実施及び調整並びに水産業競争力強化基金の造成及び管理を行う者とする。

(3) 事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからオまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

ア 広域浜プラン緊急対策事業

(イ) 収入向上・コスト削減の実証的取組支援

a 効率的な操業体制の確立支援

(a) 事業の内容

事業実施主体は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者グループが持続可能な収益性の高い操業体制の確立を図るため、水産庁長官が別に定める実証的取組を実施する際に要する経費に対して助成金を交付する。

(b) 事業実施者

この事業の事業実施者は、次の要件を満たす者とする。

i 広域浜プランを策定する広域水産業再生委員会及び広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。）であって、広域浜プラン及び当該浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす意欲ある広域委員会であること。

なお、当該浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、平成30年度末までの広域浜プランへの発展を目指して、広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会も、事業実施者としてすることができる。

(i) 持続可能な収益性の高い操業体制の確立を図るための取組を実施すること。

(ii) 率先して広域浜プラン又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。

(iii) 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること。

(c) 競争力強化型操業推進委員会

i 事業実施主体は、収入向上やコスト削減に関する有識者3名以上を構成員とする競争力強化型操業推進委員会（以下「操業委員会」という。）を設置するものとする。

ii 事業実施主体は、操業委員会を設置しようとするときは、競争力強化型操業推進委員会設置要領（以下「操業委員会設置要領」という。）を作成の上、別記様式第3号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

iii 操業委員会設置要領を変更しようとするときは、iiに準じて行うものとする。

iv 操業委員会は、事業実施者の取組が競争力強化型操業に資するものとなるよう、活動類型の案を定め、水産庁長官の承認を受けた上で公表するものとする。

v 操業委員会は、ivのほか、事業実施者から漁業現場の事情を踏まえた実証的取組（以下「地域提案活動」という。）の提案を受けた場合、内容を審査し、競争力強化型操業に資する活動と認められる場合は、水産庁長官の承認を受けた上で、公表するものとする。

vi 操業委員会は、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(d) 事業の実施

i 本事業を実施しようとする事業実施者は、効率的操業事業実施計画を策定して事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

ii 事業実施主体は、iの申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該効率的操業事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。

(i) 申請者が、(b)に定める事業実施者であること。

(ii) 効率的操業事業実施計画の内容が、水産庁長官が別に定める実証的取組に該当すること。

(iii) (ii)及び効率的操業事業実施計画に関連する広域浜プラン又は浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する取組の目標（KPI）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

- iii iiの承認後に生じた効率的操業事業実施計画の変更は、iに準じて行うものとする。
- iv 事業実施者は、事業終了後速やかに効率的操業事業実施報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- v 事業実施者は、効率的操業事業実施計画に記載したiiの(iii)の達成状況を、事業実施主体へ報告するものとする。
- (e) 実施状況等の確認
 - i 事業実施主体は、事業実施者における効率的操業事業実施計画の実施状況について、(d)のivに基づく報告書類等を確認するほか、必要に応じ、操業委員会が現地においてこれを確認するものとする。
 - ii 事業実施主体が、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。
 - iii 事業実施主体は、(d)のvの達成状況を確認するとともに、取組の目標(KPI)の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。
- (f) 助成対象経費
 - i 助成の対象となる経費は、(a)に掲げる経費並びに事業実施者が効率的操業事業実施計画を実施するに当たり必要とされる運営、会議の開催及び実施状況の確認に要する経費とし、その助成額は、水産庁長官が別に定める表の項目及び助成対象経費の欄ごとに同表の助成水準の欄に掲げる水準のとおりとする。
 - ii iの規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する経費は、助成の対象外とする。
 - (i) (d)のiの承認を受けなかった場合における、事業実施者におけるiの全ての経費
 - (ii) 国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている経費
- (g) 助成金の交付
 - 事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。
 - i (d)のiiにより効率的操業事業計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。
 - ii 事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。
 - iii 事業実施主体は、(d)のivの効率的操業事業実施報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。
 - iv 事業実施者は、本事業の助成金の交付について、その分配方法について規程を作成するものとする。
- (h) 事業実施期間
 - 本事業の実施期間は、平成29年3月31日までとする。
- (i) 助成金の返還
 - 事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事業実施者が事業を実施しなかった場合又は効率的操業事業実施報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。
- (j) 事業の委託
 - i 事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
 - ii 事業実施主体は、iの委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。